

つくば国際会議場多目的ホール調光卓・操作パネル更新業務 仕様書

第1 総則

本仕様書は、つくばコンgresセンター代表団体一般財団法人茨城県科学技術振興財団（以下「甲」という）が発注する、つくば国際会議場多目的ホール調光卓・操作パネル更新業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2 目的

本業務は、つくば国際会議場多目的ホールの調光卓・操作パネル等調光装置の更新を行うものである。

第3 業務概要

業務名 つくば国際会議場多目的ホール調光卓・操作パネル更新業務

業務内容

① 多目的ホール調光卓・操作パネル等調光装置更新

ア 機器規格・数量

別紙「機器仕様書」のとおり

イ 対象機器の設置場所

多目的ホール内

② 試験及び調整

ア 試験・検査項目

設置場所環境に合うよう機器を調整し設置後、装置の機能検査を行い、検査報告書を提出すること

履行期限 令和8年3月23日（月）

納入場所 茨城県つくば市竹園二丁目20番3号（つくば国際会議場）

第4 作業工程

事前打合せ・現場調査

更新作業機器の交換

正常作動確認

第5 提出書類

工程表

作業員名簿

完成図書

作業写真及び正常作動写真

その他、発注者が指示する書類(別途指示期限内)

第6 特記事項

- (1) 施工にあたっては、安全面に十分配慮するとともに、催事との調整を要するため、事前に甲と綿密に打合せを行った上で実施し、会議場の運用を妨げないようにすること。
- (2) 入札金額には、導入機器の運搬・据え付け・確認調整及び既設機器の処分費用、並びに作業に関して発生する養生、その他必要な経費を含むこと。
- (3) 設置後、装置の安全操作、一般的な取扱及び保守についての取扱説明を行うこと。
- (4) 装置の設置後、故障などの異常発生時における早急な調整及び修理について、最低一年間の無料保証サービスを実施すること。(故障などの原因が使用者の重大な不注意が原因である場合を除く。)
- (5) 交換作業に伴い発生する廃棄物の処分は、受託者の責任より適法に行うこと。
- (6) 作業の実施にあたっては、騒音等の発生を最小限にするように務めることとし、催事への影響を最小限にするよう努力すること。
- (7) 作業を行うために、必要な電力、水道などを使用する場合は、甲と協議すること。
- (8) 作業範囲以外の室内、場所には無断で立ち入らないこと。
- (9) 当仕様書に定めのない事項については、甲と随時協議すること。

機器仕様書

更新機器及び数量

| 更新機器 | 数量 |
|---|----|
| 調光操作卓 付属機器 ディスプレイ 調光卓用スタンド シーン操作リモートスイッチ 調光卓用操作部カバー | 1台 |

1 調光装置

(1)照明操作卓

ア 品名等

| 品名 | 調光操作卓 |
|----|--|
| | 以下の機能を有すること 記憶シーン 300 シーン以上 マスターフェーダ操作 メモリーデータ入力操作 UP/DOWN クロス操作 A/B クロスフェーダ操作 サブフェーダ操作部 (10 ch 以上) プリセットフェーダ操作部 (32ch 以上) 2 段 サブフェーダ遠方操作 客席自動調光操作 作業灯操作 外部記憶装置 (CF カード等) 調光卓に適合した 調光卓用スタンド・シーン操作リモートスイッチ・調光卓用操作部カバーを付属させること (機器特記事項参照) |
| 数量 | 1 |
| 単位 | 台 |

イ 参考型番 : 松村電機製作所製 F103

機器特記事項

- (1) 新品の機器を納入すること。
- (2) 設置する照明操作卓は既設調光器盤へ接続すること。その際の接続仕様の変更やコネクターボックス等を新設する場合、その費用は含めること
- (3) 既設調光器盤の仕様は以下のとおり
演出用調光器 3kW(IL) ×40 回路
客席用調光器 2kW (IL) ×21 回路
R-MCCB 1P 30AF/30AT ×18 回路(客席 HQI 点滅 100V 回路用)
- (4) 照明操作卓については、利用者の誤操作を防止及びシーン操作リモートスイッチを設置するため操作部のカバーを金属もしくはアクリルにて製作すること。
- (5) シーン操作リモートスイッチは照明操作卓に設定した10シーンをリモート操作出来るものとし、詳細は以下のとおりとする
 - ・5シーンスイッチ(5個)を2段配置し10シーンとする
 - ・スイッチ下部にシーン名称が記載出来るスペースを設けること
 - ・選択されているシーンランプの点灯等で確認出来ること
 - ・シーン操作リモートスイッチは有線方式で信号線は3メートル程度とする
- (6) 参考品以外で入札参加を希望する場合は、指定の期間内に「入札物品の仕様書」と、仕様に合致することを確認できる書類(カタログ等)を提出、入札物品の仕様書との適合表にて承認を受けること。
- (7) 更新機器は取付及び調整を行うこと。
- (8) 本件物品購入にあたり、仕様要求を満たすうえで必要となる機器、変換器、ケーブル、配管材類等は、すべて受注者で用意することとし、契約代金に含むこと。
- (9) 既設機器撤去、更新機器設置に伴い発生した不用品については、持ち帰り適切な処分を行うこと。
- (10) 納品の際に、建物設備等に損傷を加えた場合には、受注者の負担により原状復帰すること。
- (11) 作業日程については、管理者と調整し、実施すること。
- (12) 納入完了後、検査合格、引渡しから1年以内に正常な使用をしていたにもかかわらず、納入品に不具合が生じた場合は、無償で修理又は交換を行うものとする。なお1年以上の保証期間がある物品については、その保証期間とする。
- (13) 更新する機器について、安定的なファームウェア(制御用プログラム)に更新されている事を確認して機器の設置を行うこと。さらに、納入後1年以内に製造元より、更新が推奨されるファームウェアが公開された場合は、施設の管理者に通知し、施設管理者から更新要請がある場合、受託者の費用でファームウェアの更新及び関連する機器の設定変更を行うこと。
- (14) 入札へ参加する場合、現地調査は必須とする。

(15) 機器組込に必要な金具類を見込むこと。

(16) その他不明な点については、発注者と打合せの上、その指示に従うこと。